

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第1条関係)の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町札内コミュニティプラザ条例 (平成28年12月16日 条例第39号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第4条 コミュニティプラザを使用しようとする者は、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の承認をする場合において、コミュニティプラザの管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><u>(行為の制限)</u> 第5条 前条第1項の規定により使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)が、コミュニティプラザにおいて、次の各号に掲げる行為をしようとする場合は、町長の承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為をすること。 (2) 業として、写真又は映画を撮影すること。 (3) 興業を行うこと。 (4) 展示会その他これに類する催しをすること。 (5) 文書、図書その他印刷物を貼付又は配布すること。</p> <p><u>(使用の不承認)</u> 第6条 町長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、コミュニティプラザの使用の承認をしないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</p>	<p>○幕別町札内コミュニティプラザ条例 (平成28年12月16日 条例第39号)</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第4条 コミュニティプラザの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第5条 コミュニティプラザの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの</u></p> <p><u>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</u></p> <p><u>(4) その他コミュニティプラザの管理運営上適当と認め難いもの</u></p> <p><u>(使用料)</u></p> <p><u>第7条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者がコミュニティプラザの備付物件を使用するときは、前項のほかこの条例に基づく規則で定める額の使用料を別に納付しなければならない。</u></p> <p><u>3 町長は、特別の理由があると認めたときは、使用料を減免することができる。</u></p> <p><u>4 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全額又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用が不可能になったとき。</u></p> <p><u>(2) 使用の中止又は変更の申出に基づき、町長が相当の理由があると認めたとき。</u></p> <p><u>(3) その他町長が特別な理由があると認めたとき。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u></p> <p><u>第8条 使用者等は、コミュニティプラザを使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者が映画会、演劇会、音楽会その他これに類する催物のため使用する場合は、使用日の3日前までにプログラムを町長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。</u></p> <p><u>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p>	

現 行 条 例

改 正 条 例

- (2) 使用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
 (3) 第6条各号に該当するとき。

(原状の回復)

第11条 使用者は、その使用の期間が満了するまでに、使用をした設備又は備付物件を原状に回復しなければならない。

2 前条の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を制限されたときは、使用をした設備又は備付物件を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第12条 使用者は、建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

別表 (第7条関係)

札幌コミュニティプラザ使用料

(単位 円)

区分	昼間		夜間	全日	摘要
	午前	午後			
集会室1	2,600	2,600	3,800	7,500	
集会室2	2,600	2,600	3,800	7,500	
大集会室	2,000	2,000	4,000	8,000	
和室1	600	600	900	1,800	
和室2	900	900	1,800	3,600	
会議室1	800	800	1,000	2,100	
会議室2	800	800	1,000	2,100	
会議室3	800	800	1,000	2,100	

現 行 条 例						改 正 条 例								
会議室 4	800	800	1,000	2,100										
コミュニテ ィホール	400	400	500	1,000										
デッキテラ ス	400	400	500	1,000										
ギャラリー	400	400	500	1,000										
フリースペ ース	1,900	1,900	2,600	5,500										
料理実習室	1,400	1,400	2,800	5,600										
備考														
1 午前は午前 9 時から午後 1 時まで、午後は午後 1 時から午後 5 時まで、夜間は午後 5 時から午後 10 時までとする。														
2 7 月 1 日から 8 月 31 日までの間は冷房料として、10 月 1 日から翌年 4 月 30 日までの間は暖房料として、それぞれ使用料の 3 割を加算する。ただし、デッキテラスを使用する場合は除く。														
3 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、使用料の 5 割（販売を伴う場合は 10 割）を加算する。														
4 営利を伴うもので、入場料又は会費等を徴収する場合の使用料は、次のとおりとする。														
(1) 入場料又は会費等が 100 円未満の場合、使用料の 5 割を加算する。														
(2) 入場料又は会費等が 100 円以上 500 円未満の場合、使用料の 10 割を加算する。														
(3) 入場料又は会費等が 500 円以上の場合、使用料の 15 割を加算する。														
5 止むを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、1 時間につき、当該使用区分の午前の使用料を 4 で除して得た額を加算する。														

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
 (第2条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町コミュニティセンター条例 (昭和57年12月15日 条例第35号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第3条 センターを使用するものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(使用の不承認)</u> 第4条 町長は公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。</p> <p><u>(使用)</u> 第5条 使用者は、管理者が指示した事項を留意し、つねに善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。 2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、<u>使用の承認を取り消し、使用を停止させ又は退館を命ずることができる。</u></p> <p><u>(使用料)</u> 第6条 使用者のうち、町が直接使用する場合又はコミュニティ活動に使用する場合若しくは公共的団体が使用する場合を除く者は、別表第1又は別表第2に掲げる使用料をあらかじめ納付しなければならない。 2 前項のほか、忠類コミュニティセンター備付の特殊器具及び設備等を使用するときは、別表第3に掲げる使用料を併せて納付しなければならない。 3 前2項の使用料は、町長が特別の理由があると認めたときは、減免することができる。</p>	<p>○幕別町コミュニティセンター条例 (昭和57年12月15日 条例第35号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第3条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第4条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、<u>幕別町公の施設の使用料等に関する条例(令和4年条例第 号)で定める。</u></p>

現 行 条 例	改 正 条 例																	
<p><u>(使用料の還付)</u> 第7条 <u>すでに納入した使用料は、還付しない。ただし使用者の責によらない事由により使用することができないときは、この限りでない。</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u> 第8条 <u>使用者は、センターを使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u> 第9条 <u>使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(原状の回復)</u> 第10条 <u>使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</u> 2 <u>使用者が前項の義務を履行しないときは、町長においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u> 第11条 <u>使用者が、センターの建物又は設備その他の物件を損傷し、又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害額を賠償しなければならない。</u></p> <p><u>(委任)</u> 第12条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。</u></p>	<p><u>(委任)</u> 第5条 <u>この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。</u></p>																	
<p><u>別表第1 (第6条関係)</u></p> <p style="text-align: right;">(単位 円)</p> <table border="1" data-bbox="107 1252 1099 1410"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">昼間</th> <th rowspan="2">夜間</th> <th rowspan="2">昼夜間</th> <th rowspan="2">摘要</th> </tr> <tr> <th>午前</th> <th>午後</th> <th>午前・午後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大集会室</td> <td>2,000</td> <td>2,000</td> <td>4,000</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区分	昼間			夜間	昼夜間	摘要	午前	午後	午前・午後	大集会室	2,000	2,000	4,000	4,000	8,000		
区分		昼間						夜間	昼夜間	摘要								
	午前	午後	午前・午後															
大集会室	2,000	2,000	4,000	4,000	8,000													

現 行 条 例	改 正 条 例
---------	---------

和室	400	400	800	800	1,600	1室の場合
料理実習室	1,000	1,000	2,000	2,000	4,000	
暖房料	午前・午後・夜間の使用区分ごと、ストーブ1台につき260円					
使用時間	昼間は午前8時から午後5時まで 夜間は午後5時から午後10時まで					
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 15,500円 暖房を使用する場合 25,500円 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の区分により計算した額とする。					

備考

- 1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。
- 2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収するときの使用料は次のとおり加算する。
 - (1) 100円未満 5割
 - (2) 100円以上500円未満 10割
 - (3) 500円以上 15割
- 3 止むを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。

別表第2（第6条関係）

忠類コミュニティセンター使用の場合

(単位 円)

区分	昼間			夜間	昼夜間	摘要
	午前	午後	午前・午後			
大ホール	4,120	5,150	9,270	7,210	12,360	ステージ付
和室 (婦人室)	820	1,230	2,050	1,540	3,090	床の間付

現 行 条 例							改 正 条 例
和室 (青年室)	920	1,330	2,250	1,640	3,290	床の間付	
児童室	1,540	1,850	3,390	2,260	4,630		
老人室	1,540	1,850	3,390	2,260	4,630		
調理実習室	1,640	2,060	3,700	2,570	5,150		
暖房料	11月1日から4月末日までは、暖房料として規定料金に3割を加算する。						
使用時間	昼間は午前8時から午後5時まで 夜間は午後5時から午後10時まで						
備考							
1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。							
2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収するときの使用料は次のとおり加算する。							
(1) 500円未満 5割							
(2) 500円以上1,000円未満 10割							
(3) 1,000円以上 15割							
3 町民以外の使用については、上記により加算された額に5割を加算する。							
別表第3（第6条関係）							
忠類コミュニティセンター備付物件使用料							
(単位 円)							
品名	数量	回数	使用料				
放送施設（大ホール）	1式	1回	3,000				
エレクトーン	1式	1回	3,000				
三々九度用具（神式）	1式	1回	1,000				
テープレコーダー	1式	1回	1,500				

現 行 条 例				改 正 条 例
CDオートチェンジャー (カラオケセット)	1式	1回	3,000	
備考 使用回数は、別表第2の各使用区分をもってそれぞれ1回とする。				

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第3条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例																																																												
<p>○幕別町近隣センターの設置及び管理に関する条例 (昭和48年7月30日 条例第29号)</p> <p><u>(趣旨)</u> 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定に基づき、幕別町近隣センターの設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(設置)</u> 第2条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として、近隣センター（以下「センター」という。）を次のとおり設置する。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄南近隣センター</td><td>幕別町宝町154番地</td></tr> <tr><td>相川北近隣センター</td><td>幕別町字相川313番地</td></tr> <tr><td>南勢近隣センター</td><td>幕別町字南勢226番地 1</td></tr> <tr><td>千住東近隣センター</td><td>幕別町字千住113番地</td></tr> <tr><td>稲志別近隣センター</td><td>幕別町字千住488番地 2</td></tr> <tr><td>春日近隣センター</td><td>幕別町札内春日町294番地35</td></tr> <tr><td>あかしや近隣センター</td><td>幕別町札内あかしや町59番地 2</td></tr> <tr><td>桂町近隣センター</td><td>幕別町札内桂町571番地88</td></tr> <tr><td>北栄町近隣センター</td><td>幕別町札内北栄町23番地 2</td></tr> <tr><td>新北町近隣センター</td><td>幕別町札内新北町75番地 2</td></tr> <tr><td>明倫近隣センター</td><td>幕別町字明倫38番地13</td></tr> <tr><td>明野近隣センター</td><td>幕別町字明野210番地 3</td></tr> <tr><td>千住西近隣センター</td><td>幕別町字千住161番地13</td></tr> <tr><td>新川近隣センター</td><td>幕別町字新川64番地 4</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	鉄南近隣センター	幕別町宝町154番地	相川北近隣センター	幕別町字相川313番地	南勢近隣センター	幕別町字南勢226番地 1	千住東近隣センター	幕別町字千住113番地	稲志別近隣センター	幕別町字千住488番地 2	春日近隣センター	幕別町札内春日町294番地35	あかしや近隣センター	幕別町札内あかしや町59番地 2	桂町近隣センター	幕別町札内桂町571番地88	北栄町近隣センター	幕別町札内北栄町23番地 2	新北町近隣センター	幕別町札内新北町75番地 2	明倫近隣センター	幕別町字明倫38番地13	明野近隣センター	幕別町字明野210番地 3	千住西近隣センター	幕別町字千住161番地13	新川近隣センター	幕別町字新川64番地 4	<p>○幕別町近隣センター条例 (昭和48年7月30日 条例第29号)</p> <p><u>(設置)</u> 第1条 幕別町におけるコミュニティ活動の推進を図ることを目的として近隣センター（以下「センター」という。）を設置する。</p> <p><u>(名称及び位置)</u> 第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="0"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>鉄南近隣センター</td><td>幕別町宝町154番地</td></tr> <tr><td>相川北近隣センター</td><td>幕別町字相川313番地</td></tr> <tr><td>南勢近隣センター</td><td>幕別町字南勢226番地 1</td></tr> <tr><td>千住東近隣センター</td><td>幕別町字千住113番地</td></tr> <tr><td>稲志別近隣センター</td><td>幕別町字千住488番地 2</td></tr> <tr><td>春日近隣センター</td><td>幕別町札内春日町294番地35</td></tr> <tr><td>あかしや近隣センター</td><td>幕別町札内あかしや町59番地 2</td></tr> <tr><td>桂町近隣センター</td><td>幕別町札内桂町571番地88</td></tr> <tr><td>北栄町近隣センター</td><td>幕別町札内北栄町23番地 2</td></tr> <tr><td>新北町近隣センター</td><td>幕別町札内新北町75番地 2</td></tr> <tr><td>明倫近隣センター</td><td>幕別町字明倫38番地13</td></tr> <tr><td>明野近隣センター</td><td>幕別町字明野210番地 3</td></tr> <tr><td>千住西近隣センター</td><td>幕別町字千住161番地13</td></tr> <tr><td>新川近隣センター</td><td>幕別町字新川64番地 4</td></tr> </tbody> </table>	名称	位置	鉄南近隣センター	幕別町宝町154番地	相川北近隣センター	幕別町字相川313番地	南勢近隣センター	幕別町字南勢226番地 1	千住東近隣センター	幕別町字千住113番地	稲志別近隣センター	幕別町字千住488番地 2	春日近隣センター	幕別町札内春日町294番地35	あかしや近隣センター	幕別町札内あかしや町59番地 2	桂町近隣センター	幕別町札内桂町571番地88	北栄町近隣センター	幕別町札内北栄町23番地 2	新北町近隣センター	幕別町札内新北町75番地 2	明倫近隣センター	幕別町字明倫38番地13	明野近隣センター	幕別町字明野210番地 3	千住西近隣センター	幕別町字千住161番地13	新川近隣センター	幕別町字新川64番地 4
名称	位置																																																												
鉄南近隣センター	幕別町宝町154番地																																																												
相川北近隣センター	幕別町字相川313番地																																																												
南勢近隣センター	幕別町字南勢226番地 1																																																												
千住東近隣センター	幕別町字千住113番地																																																												
稲志別近隣センター	幕別町字千住488番地 2																																																												
春日近隣センター	幕別町札内春日町294番地35																																																												
あかしや近隣センター	幕別町札内あかしや町59番地 2																																																												
桂町近隣センター	幕別町札内桂町571番地88																																																												
北栄町近隣センター	幕別町札内北栄町23番地 2																																																												
新北町近隣センター	幕別町札内新北町75番地 2																																																												
明倫近隣センター	幕別町字明倫38番地13																																																												
明野近隣センター	幕別町字明野210番地 3																																																												
千住西近隣センター	幕別町字千住161番地13																																																												
新川近隣センター	幕別町字新川64番地 4																																																												
名称	位置																																																												
鉄南近隣センター	幕別町宝町154番地																																																												
相川北近隣センター	幕別町字相川313番地																																																												
南勢近隣センター	幕別町字南勢226番地 1																																																												
千住東近隣センター	幕別町字千住113番地																																																												
稲志別近隣センター	幕別町字千住488番地 2																																																												
春日近隣センター	幕別町札内春日町294番地35																																																												
あかしや近隣センター	幕別町札内あかしや町59番地 2																																																												
桂町近隣センター	幕別町札内桂町571番地88																																																												
北栄町近隣センター	幕別町札内北栄町23番地 2																																																												
新北町近隣センター	幕別町札内新北町75番地 2																																																												
明倫近隣センター	幕別町字明倫38番地13																																																												
明野近隣センター	幕別町字明野210番地 3																																																												
千住西近隣センター	幕別町字千住161番地13																																																												
新川近隣センター	幕別町字新川64番地 4																																																												

現 行 条 例		改 正 条 例	
猿別近隣センター	幕別町字猿別106番地 1	猿別近隣センター	幕別町字猿別106番地 1
あかしや南近隣センター	幕別町札内あかしや町61番地73	あかしや南近隣センター	幕別町札内あかしや町61番地73
中里近隣センター	幕別町字中里159番地	中里近隣センター	幕別町字中里159番地
大豊近隣センター	幕別町字大豊230番地 1	大豊近隣センター	幕別町字大豊230番地 1
西猿別近隣センター	幕別町字猿別270番地	西猿別近隣センター	幕別町字猿別270番地
青葉町近隣センター	幕別町札内青葉町14番地 2	青葉町近隣センター	幕別町札内青葉町14番地 2
豊岡近隣センター	幕別町字豊岡 5 番地64	豊岡近隣センター	幕別町字豊岡 5 番地64
依田近隣センター	幕別町字依田203番地	依田近隣センター	幕別町字依田203番地
札内中央近隣センター	幕別町札内中央町395番地 1	札内中央近隣センター	幕別町札内中央町395番地 1
日新近隣センター	幕別町字日新 1 番地38	日新近隣センター	幕別町字日新 1 番地38
泉町近隣センター	幕別町札内泉町68番地36	泉町近隣センター	幕別町札内泉町68番地36
緑町近隣センター	幕別町新町140番地 4	緑町近隣センター	幕別町新町140番地 4
本町近隣センター	幕別町本町106番地 2	本町近隣センター	幕別町本町106番地 2
若草町近隣センター	幕別町札内若草町551番地 3	若草町近隣センター	幕別町札内若草町551番地 3
相川南近隣センター	幕別町字相川784番地 3	相川南近隣センター	幕別町字相川784番地 3
文京・みずほ近隣センター	幕別町札内みずほ町160番地 3	文京・みずほ近隣センター	幕別町札内みずほ町160番地 3
相川西近隣センター	幕別町字相川403番地 1	相川西近隣センター	幕別町字相川403番地 1
途別近隣センター	幕別町字途別226番地 9	途別近隣センター	幕別町字途別226番地 9
古舞近隣センター	幕別町字古舞693番地 2	古舞近隣センター	幕別町字古舞693番地 2
寿町近隣センター	幕別町寿町122番地	寿町近隣センター	幕別町寿町122番地
あかしや南 1 近隣センター	幕別町札内みずほ町143番地23	あかしや南 1 近隣センター	幕別町札内みずほ町143番地23
新和近隣センター	幕別町字新和162番地128	新和近隣センター	幕別町字新和162番地128
桜町近隣センター	幕別町札内桜町59番地 1	桜町近隣センター	幕別町札内桜町59番地 1
暁町近隣センター	幕別町札内暁町252番地179	暁町近隣センター	幕別町札内暁町252番地179
相川近隣センター	幕別町字相川720番地 1	相川近隣センター	幕別町字相川720番地 1
美川近隣センター	幕別町字美川203番地	美川近隣センター	幕別町字美川203番地
軍岡近隣センター	幕別町字軍岡537番地 3	軍岡近隣センター	幕別町字軍岡537番地 3
上当近隣センター	幕別町忠類協徳246番地 2	上当近隣センター	幕別町忠類協徳246番地 2
西当近隣センター	幕別町忠類西当46番地 2	西当近隣センター	幕別町忠類西当46番地 2
上忠類近隣センター	幕別町忠類公親130番地 6	上忠類近隣センター	幕別町忠類公親130番地 6

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>元忠類近隣センター 幕別町忠類元忠類128番地 5 中当近隣センター 幕別町忠類中当228番地 5 幌内近隣センター 幕別町忠類幌内52番地 2</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第 3 条 センターを使用するものは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(使用の不承認)</u> 第 4 条 町長は、公益の維持管理上の必要及び施設保全に支障があると認められるときは、使用を承認しないことができる。</p> <p><u>(使用)</u> 第 5 条 使用者は、管理者が指示した事項に留意し、つねに善良な使用者としての注意をもって使用しなければならない。 2 町長は、使用者がこの条例又はこの条例に基づく諸規定に違反したときは、使用の承認を取り消し、使用を停止させ又は退館を命ずることができる。</p> <p><u>(使用料の額)</u> 第 6 条 使用者のうち、町が直接使用する場合又はコミュニティ活動に使用する場合若しくは公共的団体が使用する場合を除く者は、別表 1 及び別表 2 に掲げる使用料をあらかじめ納付しなければならない。 2 前項の使用料は、町長が特別の理由があると認めるときは、減免することができる。</p> <p><u>(使用料の還付)</u> 第 7 条 すでに納入した使用料は、還付しない。ただし、使用者の責によらない事由により使用することができないときは、この限りでない。</p> <p><u>(賠償)</u> 第 8 条 使用者が、センターの建物又は設備その他の物件を損傷し又は滅失したときは、町長の定めるところにより損害額を賠償しなければならない。</p>	<p>元忠類近隣センター 幕別町忠類元忠類128番地 5 中当近隣センター 幕別町忠類中当228番地 5 幌内近隣センター 幕別町忠類幌内52番地 2</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第 3 条 センターの使用時間及び休館日は、町長が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第 4 条 センターの使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和 4 年条例第 号）で定める。</p>

現 行 条 例

改 正 条 例

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

別表1 (第6条関係)

(単位 円)

区分	昼間			夜間	昼夜間	摘要
	午前	午後	午前・午後			
広間	500	500	1,000	1,000	2,000	
和室	200	200	400	400	800	1室の場合
暖房料	午前、午後、夜間の使用区分ごとに広間500 和室260					
使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで					
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 10,600 暖房を使用する場合 17,600 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の使用区分により計算した額とする。					

備考

- 1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。
- 2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。
 - (1) 100円未満 5割
 - (2) 100円以上500円未満 10割
 - (3) 500円以上 15割
- 3 やむを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。

別表2 (第6条関係「札内中央近隣センター使用の場合」)

(単位 円)

現 行 条 例					改 正 条 例		
区分	昼間			夜間	昼夜間	摘要	
	午前	午後	午前・午後				
1階	第1講習室	800	800	1,600	1,600	3,200	
	第2講習室	600	600	1,200	1,200	2,400	
	軽運動室	600	600	1,200	1,200	2,400	
	料理実習室	1,000	1,000	2,000	2,000	4,000	
2階	第1和室	400	400	800	800	1,600	
	第2和室	400	400	800	800	1,600	
	学童学習室	400	400	800	800	1,600	
暖房料	午前、午後、夜間の使用区分ごとストーブ1台につき260						
使用時間	昼間は午前8時より午後5時まで 夜間は午後5時より午後10時まで						
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 15,500 暖房を使用する場合 25,500 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、 通常の区分により計算した額とする。						
備考							
1 商業活動の目的で使用する場合の使用料は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。							
2 営利を伴うもので、入場料・会費等を徴収する時の使用料は次のとおり加算する。							
(1) 100円未満 5割							
(2) 100円以上500円未満 10割							
(3) 500円以上 15割							
3 やむを得ない事情があり、使用時間の延長が認められた場合の使用料は、その時間につき当該使用料の1割5分の額を加算する。							

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第4条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例												
<p>○幕別町公民館条例 (平成17年12月20日 条例第140号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糠内公民館</td> <td>幕別町字糠内251番地1</td> </tr> <tr> <td>駒島公民館</td> <td>幕別町字駒島514番地71</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用の承認)</p> <p>第3条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、公民館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公民館の使用を承認しないものとする。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの</p> <p>(2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの</p> <p>(3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの</p> <p>(4) その他公民館の管理運営上適当と認め難いもの</p>	名称	位置	糠内公民館	幕別町字糠内251番地1	駒島公民館	幕別町字駒島514番地71	<p>○幕別町公民館条例 (平成17年12月20日 条例第140号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>糠内公民館</td> <td>幕別町字糠内251番地1</td> </tr> <tr> <td>駒島公民館</td> <td>幕別町字駒島514番地28</td> </tr> </tbody> </table> <p>(使用時間及び休館日)</p> <p>第3条 公民館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(使用等)</p> <p>第4条 公民館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。</p>	名称	位置	糠内公民館	幕別町字糠内251番地1	駒島公民館	幕別町字駒島514番地28
名称	位置												
糠内公民館	幕別町字糠内251番地1												
駒島公民館	幕別町字駒島514番地71												
名称	位置												
糠内公民館	幕別町字糠内251番地1												
駒島公民館	幕別町字駒島514番地28												

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(使用料)</u> 第5条 第3条第1項の規定により、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納めなければならない。</p> <p>2 教育委員会は、公益上又は教育目的その他の特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。</p> <p>3 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責に帰することができない理由により使用不能となった場合</p> <p>(2) 第8条第3号により使用の承認を取り消した場合</p> <p>(3) 使用日の前日までに使用の承認の取消し又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合</p> <p><u>(目的外使用等)</u> 第6条 使用者は、公民館を使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</p> <p><u>(特別設備の設置等)</u> 第7条 使用者は、その使用に当たって、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u> 第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、教育委員会は賠償の責を負わない。</p> <p>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</p> <p>(3) 公益上又は公民館の運営上やむを得ない理由が生じたとき。</p> <p>(4) 第4条各号に該当すると認められたとき。</p> <p><u>(原状の回復)</u> 第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若し</p>	

現 行 条 例

改 正 条 例

くは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償)

第10条 使用者は、その使用により建物又は備付物件を損傷し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表 (第5条関係)

区分 使用箇所	使用料 (円)			
	午前	午後	夜間	全日
	午前8時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前8時から 午後10時まで
大広間	500	500	1,000	2,000
その他の室	200	200	400	800
暖房料	暖房を使用したときは、午前・午後・夜間の使用区分ごとに大広間については500円、その他の室については260円を加算する。			
葬儀使用の特例	暖房を使用しない場合 10,600円 暖房を使用する場合 17,600円 ただし、使用時間が短いなどの事情がある場合については、通常の使用区分により計算した額とする。			

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

幕別町公の施設の使用料等に関する条例の制定等に伴う関係条例の整備に関する条例
(第5条関係) の該当部分 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町民会館条例 (平成17年12月20日 条例第141号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用の承認)</u> 第3条 会館を使用しようとする者は、あらかじめ幕別町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けなければならない。 2 教育委員会は、前項の承認をする場合において、会館の管理運営上必要があるときは、その使用について条件を付することができる。</p> <p><u>(使用の不承認)</u> 第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、町民会館の使用を承認しないものとする。 (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるもの (2) 建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は滅失するおそれがあるもの (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になるもの (4) その他会館の管理運営上適当と認め難いもの</p> <p><u>(使用料)</u> 第5条 第3条第1項の規定により、使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表第1及び別表第2に定める使用料を納めなければならない。 2 教育委員会は、公益上又は教育目的その他の特別な理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。 3 既納の使用料は還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p>	<p>○幕別町民会館条例 (平成17年12月20日 条例第141号)</p> <p>第1条及び第2条 略</p> <p><u>(使用時間及び休館日)</u> 第3条 会館の使用時間及び休館日は、教育委員会が別に定める。</p> <p><u>(使用等)</u> 第4条 会館の使用に係る手続及び使用料等については、幕別町公の施設の使用料等に関する条例（令和4年条例第 号）で定める。</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>(1) 使用者の責に帰することができない理由により使用不能となった場合</u></p> <p><u>(2) 第8条第3号により使用の承認を取り消した場合</u></p> <p><u>(3) 使用日の前日までに使用の承認の取消し又は変更の申出があつて、教育委員会がこれについて相当の理由があると認めた場合</u></p> <p><u>(目的外使用等)</u></p> <p><u>第6条 使用者は、会館を使用の承認を受けた目的以外に使用し、その全部若しくは一部を転貸し、又はその権利を他に譲渡してはならない。</u></p> <p><u>(特別設備の設置等)</u></p> <p><u>第7条 使用者は、その使用に当たつて、特別の設備を設け、又は特殊物件を搬入しようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>(使用の承認の取消し等)</u></p> <p><u>第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用の承認の条件を変更し、又は使用を停止し、若しくは使用の承認を取り消すことができる。この場合において、使用者に損害を及ぼすことがあつても、教育委員会は賠償の責を負わない。</u></p> <p><u>(1) 使用者が使用の承認の条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(2) 使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(3) 公益上又は会館の運営上やむを得ない理由が生じたとき。</u></p> <p><u>(4) 第4条各号に該当すると認めたとき。</u></p> <p><u>(原状の回復)</u></p> <p><u>第9条 使用者は、その使用を終了したとき、又は使用を停止されたとき、若しくは使用の承認を取り消されたときは、直ちにその使用場所を原状に回復して返還しなければならない。</u></p> <p><u>2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを代行し、その費用を使用者から徴収する。</u></p> <p><u>(損害賠償)</u></p> <p><u>第10条 使用者は、その使用により建物又は設備若しくは備付物件を損傷し、又は</u></p>	

現 行 条 例

滅失したときは、教育委員会の定めるところにより損害を賠償しなければならない。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1 (第5条関係)

(単位 円)

区分 使用箇所		使用料 (円)			摘要
		昼間	夜間	全日	
		午前8時から 午後5時まで 4時間毎	午後5時から 午後10時まで 4時間毎	午前8時から 午後10時まで	
地下	大集会室	9,000	14,000	27,000	ステージのみ の使用は2割 の額とする。
	控室	600	800	1,500	
	調理実習室	1,500	1,800	4,000	
1階	第1研修室	1,100	1,500	3,200	
	第2研修室	600	1,000	2,000	
2階	講堂	4,500	6,500	13,000	
	第1会議室	1,200	1,500	3,200	
	第2会議室	1,200	1,500	3,200	
	第3研修室	600	1,000	2,000	
	第4研修室	500	600	1,500	

備考

改 正 条 例

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

現 行 条 例

改 正 条 例

- 1 11月1日から翌年4月末日までの間は暖房料として3割を加算する。
- 2 商業活動の目的で使用する場合は、5割（販売を伴う場合は10割）を加算する。
- 3 営利を伴うもので、入場料又は会費等を徴収する場合の使用料は、次のとおり加算する。
 - (1) 1,000円を超え3,000円以下の場合 5割
 - (2) 3,000円を超える場合 10割
- 4 前号の場合において、入場料又は会費等の額が2種類以上定められている場合は、その最高額とする。
- 5 第1号の加算は第2号及び第3号の場合さらに加算する。
- 6 大集会室において、使用目的に係る練習及び準備等のため、前日に使用する場合は、5割の額とする。
- 7 やむを得ない事情があり、超過時間を認めた場合の超過時間に対する使用料は、超過時間1時間につき使用した区分の使用料を4で除して得た額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）とする。

別表第2（第5条関係）備付物件の使用料

(単位 円)

名称	単位	回数	使用料	摘要
地下拡声装置	1式	1回	1,500	マイクロホン1本付き
2階拡声装置	〃	〃	750	〃
マイクロホン	1本	〃	400	
カセットデッキ	1台	〃	600	
C D及びLDプレーヤー	〃	〃	800	
ボーダーライト	1式	〃	1,200	

現 行 条 例				改 正 条 例	
アッパーホリゾン トライト	〃	〃	1,000		
ローホリゾン トライト	〃	〃	1,000		
フロントシー リングライ ト	〃	〃	600		
サスペンショ ンライ ト	〃	〃	1,400		
ピンスポット ライト	〃	〃	1,000		
舞台フット ライト	〃	〃	750		
移動スポット ライト	1台	〃	600		
スポットライ ト	1式	〃	800	2階講堂	
ビームスポ ット	〃	〃	300	〃	
ミラーボー ル	1台	〃	200	〃	
16ミリ映写 機	〃	〃	1,800		
スクリーン	1式	〃	200		
ピアノ	1台	〃	1,500		
金屏風	〃	〃	2,500		
展示用パネ ル	1枚	〃	100		
白布	大1枚	〃	170		
〃	小1枚	〃	120		
備考					
1 使用料の使用回数は、昼間、夜間ともそれぞれ4時間毎の使用区分をもつて、それぞれ1回とする。					

現 行 条 例	改 正 条 例
<p><u>2 練習準備のための使用料は、それぞれ5割の額とする。</u></p> <p><u>3 超過使用料については、1時間につき使用料の3割に相当する額とする。</u></p> <p><u>4 使用目的が別表第1備考第2項及び第3項に該当する場合は、使用料の算出は、これを準用する。</u></p>	